

平成 27 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（労働・子育てWG関係）

- ① Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること P 1
- ② Ⅲ-7-1 個別労働紛争の解決の促進を図ること P14
- ③ Ⅳ-5-1 求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職
を支援すること P16
- ④ Ⅵ-5-1 ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること P18

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(Ⅲ-3-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること(施策目標Ⅲ-3-2)							担当 部局名	労働基準局監督課 労災管理課 職業能力開発局	作成責任者名	監督課長 秋山 伸一 労災管理課長 木塚欽也 能力開発課長 藤枝 茂																																																	
施策の概要	労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業として、 ① 被災労働者の円滑な社会復帰を促進するための義肢・車いす等の支給、 ② 被災労働者及びその遺族の援護を図るための労災就学等援護費の支給、 ③ 労働者の安全及び衛生を確保するための過重労働・メンタルヘルス対策、 などの諸事業を行うもの。 各事業について、PDCAサイクルによる目標管理を行い、その事業評価に基づき予算を毎年精査するとともに、合目的性と効率性を確保するため、各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施している。							政策体系上の 位置づけ	基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 政策大目標3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること																																																			
施策の予算額・執行額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度要求額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初予算(a)</td> <td>168,113,888</td> <td>168,055,478</td> <td>162,149,236</td> <td>159,424,040</td> <td>153,880,530</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>17,046,636</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>-57,053</td> <td>184,089</td> <td>32,861</td> <td>0</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計(d=a+b+c)</td> <td>185,103,471</td> <td>168,239,567</td> <td>162,182,097</td> <td>159,424,040</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>執行額(千円、e)</td> <td>168,512,956</td> <td>146,226,749</td> <td>137,303,704</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>執行率(%、e/d)</td> <td>91.0%</td> <td>86.9%</td> <td>84.7%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>							区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	当初予算(a)	168,113,888	168,055,478	162,149,236	159,424,040	153,880,530	—	補正予算(b)	17,046,636	0	0	0	—	—	繰越し等(c)	-57,053	184,089	32,861	0	—	—	合計(d=a+b+c)	185,103,471	168,239,567	162,182,097	159,424,040	—	—	執行額(千円、e)	168,512,956	146,226,749	137,303,704	—	—	—	執行率(%、e/d)	91.0%	86.9%	84.7%	—	—	—	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額																																																						
当初予算(a)	168,113,888	168,055,478	162,149,236	159,424,040	153,880,530	—																																																						
補正予算(b)	17,046,636	0	0	0	—	—																																																						
繰越し等(c)	-57,053	184,089	32,861	0	—	—																																																						
合計(d=a+b+c)	185,103,471	168,239,567	162,182,097	159,424,040	—	—																																																						
執行額(千円、e)	168,512,956	146,226,749	137,303,704	—	—	—																																																						
執行率(%、e/d)	91.0%	86.9%	84.7%	—	—	—																																																						
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図ることにより、労働災害に関する保険給付と相まって、労働者の福祉の増進に寄与しようとするものである。 (根拠法令：労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第1条、第2条の2、第29条等)							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>				24	25	26	27	28					○																																						
24	25	26	27	28																																																								
				○																																																								
測定指標 (定量的)	基準値 基準年度	目標値 目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																																																				
労災保険の社会復帰促進等事業のうち成果目標を達成した事業の割合(目標達成事業/全事業)	—	前年度以上	毎年度	74.4%以上	84.7%以上	85.9%以上	前年度以上	社会復帰促進等事業は、各事業について、PDCAサイクルによる目標管理を行い、その事業評価に基づき予算を毎年度精査し、合目的性と効率性を確保するために各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施しており、各事業において成果目標を達成することが被災労働者等の社会復帰促進、援護等を図ることにつながるため、当該目標を設定した。 ※社会復帰促進等事業の各事業の成果目標及びその実績評価については、毎年度社会復帰促進等事業に関する検討会において検証し、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会においても議論を行っている。																																																				
測定指標 (定性的)	目標 目標年度		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																																																				
(参考)測定指標			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																																																					

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 障害者能力開発校整備等 (昭和22年度)	108百万円 (99百万円)	550百万円	585百万円	1	国立障害者職業能力開発校の校舎や機器の老朽化、障害の重度化・多様化に対応した訓練科目の整備に伴い、効率的・効果的な職業訓練を実施するために必要な改修工事や機器整備を行う。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	
(2) 独立行政法人労働者健康福祉機構運営費交付金に必要な経費 (平成16年度)	7,144百万円 (7,144百万円)	7,111百万円	7,186百万円	1	アスベスト関連疾患等といった労災疾病等13分野について、各労災病院における臨床データ等を活用した研究を行い、疾病等の予防法、治療法等の開発・普及を行うほか、せき損等の重度の障害者に対する高度・専門的な治療・リハビリ等の提供、企業の産業医等に対する産業保健に関する研修等を行っている。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業の実施状況を独立行政法人評価を通じたPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。 なお、事業仕分け等の結果を踏まえ、産業保健推進センターについては、管理部門の効率化等により、計画的にセンター数を1/3以下にする他、労災リハビリテーション作業所については、入居者の退所先を確保しつつ順次廃止する。	
(3) 特別支給金 (昭和49年度)	117,136百万円 (101,712百万円)	115,292百万円	114,420百万円	—	特別支給金は、災害補償たる保険給付への上積み補償として、被災労働者等に対して以下のとおり支給を行っており、被災労働者等の社会復帰促進・援護等の推進に資する。 ○休業特別支給金： 休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額 ○障害特別支給金 ・障害(補償)年金に付随するもの： 障害の程度に応じ、342万円から159万円までの一時金 ・障害(補償)一時金に付随するもの： 障害の程度に応じ、65万円から8万円までの一時金 ○障害特別年金： 障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から131日分の年金 ○障害特別一時金： 障害の程度に応じ、算定基礎日額の503日分から56日分の一時金 ○遺族特別支給金： 遺族の数にかかわらず、一律300万円 ○遺族特別年金： 遺族の数等に応じ、算定基礎日額の245日分から153日分の年金 ○遺族特別一時金： 算定基礎日額の1,000日分の一時金 ○傷病特別支給金： 障害の程度により114万円から100万円までの一時金 ○傷病特別年金： 障害の程度により算定基礎日額の313日分から245日分の年金	
(4) 未払賃金立替払事業実施費 (昭和51年度)	18,986百万円 (18,934百万円)	17,090百万円	13,666百万円	1	未払賃金立替払事業は、企業が倒産したために、賃金が支払われなまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払するものであり、具体的には、未払賃金額その他の事項について、法律上の倒産手続きの場合には破産管財人等から証明を受けた労働者、事実上の倒産の場合には労働基準監督署長から確認を受けた労働者の請求に基づき、独立行政法人労働者健康福祉機構(以下「労福機構」という。)が立替払を行う。なお、労福機構は、労働者が事業主に対して有する賃金請求権を、労働者の同意を得て代位取得し、当該請求権を事業主に行使することにより、立替払賃金について求償を行っている。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	
(5) 労災診療被災労働者援護事業補助事業費 (平成元年度)	2,901百万円 (2,901百万円)	2,892百万円	2,846百万円	1	労災指定医療機関において被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について、(財)労災保険情報センターが行っている労災指定医療機関への無利子貸付事業に対して補助を行う。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	
(6) 外科後処置費 (昭和23年度)	67百万円 (40百万円)	66百万円	68百万円	1	労働者災害補償保険法による障害(補償)給付の支給決定を受けた者であって、外科後処置により障害(補償)給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行う。 また、外科後処置のため通院に要する費用を支給する。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	
(7) 義肢等補装具支給経費 (昭和25年度)	2,527百万円 (2,434百万円)	2,557百万円	2,658百万円	1	義肢等補装具支給対象者が、義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を被災労働者又は委任された義肢等補装具業者にに対し支給する。 また、義肢等補装具の採型等に要する旅費を支給する。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	
(8) 特定疾病アフターケア実施費 (昭和43年度)	3,487百万円 (3,467百万円)	3,585百万円	2,682百万円	1	症状固定後においても後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関において診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行う。 また、アフターケアのための通院に要する費用を支給する。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	

(9)	社会復帰特別対策援護経費 (平成17年度)	472 百万円 (382百万 円)	476百万円	437百万円	1	<p>振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等した当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給する。</p> <p>本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。</p>	
(10)	CO中毒患者に係る特別対策事業 経費 (平成18年度)	442 百万円 (442百万 円)	430百万円	449百万円	1	<p>CO中毒患者の特殊な障害の状態に応じた適切な医療等を提供するため、次の業務を委託している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療・看護体制等の整備 ・レクリエーションの実施 ・リハビリテーションの実施 ・送迎の実施 <p>本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。</p>	
(11)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症 に関する特別措置法に基づく介護 料支給費 (昭和43年度)	10 百万円 (8百万円)	9百万円	10百万円	1	<p>一酸化炭素中毒症により療養補償給付を受けている者であって、常時介護を必要とする者に、以下の介護料を支給する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①常時監視及び介助を要する者（最高限度額104,290円、最低保障額56,600円） ②常時監視を要し、随時介助を要する者（最高限度額78,220円、最低保障額42,450円） ③常時監視を要するが、通常は介助を要しない者（最高限度額52,150円、最低保障額28,300円） <p>(※いずれも平成25年度の月額)</p> <p>本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。</p>	
(12)	労災就労保育援護経費 (昭和54年度)	75 百万円 (71百万 円)	72百万円	75百万円	1	<p>業務災害又は通勤災害によって死亡した被災労働者の遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた被災労働者で、その子供等に係る学費等の支弁が困難であると認められる者に、以下の労災就労保育援護費を支給する。</p> <p>本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育を要する児童・・・12,000円(一人月額) 	
(13)	労災就学援護経費 (昭和45年度)	2,945 百万円 (2,811百 万円)	2,910百万 円	2,942百万 円	1	<p>業務災害又は通勤災害によって亡くなった方のご遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた方で、その子供等に係る学費等の支弁が困難であると認められる方に、以下の労災就学援護費を支給する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①小学生・・・12,000円(一人月額) ②中学生・・・16,000円(一人月額) ③高校生等・・・18,000円(一人月額) ④大学生等・・・39,000円(通信制大学に在学する者にあつては、30,000円)(一人月額) <p>本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。</p>	
(14)	労災保険相談員等設置費 (昭和44年度)	561 百万円 (470百万 円)	564百万円	566百万円	1	<p>労働基準監督署に労災保険相談員を配置し、労災保険への加入、給付の請求、各種届出等及び被災労働者の社会復帰についての相談、指導に関する業務を行う。</p> <p>本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。</p>	
(15)	労災ケアサポート事業経費 (昭和52年度)	536 百万円 (523百万 円)	522百万円	462百万円	1	<p>全国の労災年金受給者及びその家族に対して、次の業務を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 介護、看護、健康管理等に関する看護師による訪問支援 ② 健康管理に関する医師による医学専門的指導・相談 ③ 在宅で介護を要する労災年金受給者の傷病・障害の特性に応じた介護を行う労災ホームヘルパーによる専門的介護の提供及び養成 <p>本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。</p>	
(16)	労災特別介護施設設置費 (平成元年度)	84 百万円 (3百万円)	165百万円	178百万円	1	<p>国が全国8か所に設置した労災特別介護施設の経年劣化に対応するため、当該施設・設備の特別修繕を実施する。</p> <p>本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。</p>	
(17)	労災特別介護援護経費 (平成元年度)	1,927 百万円 (1,921百 万円)	1,931百万 円	1,902百万 円	1	<p>国が全国8か所に設置した労災特別介護施設(ケアプラザ)において、在宅での介護を受けることが困難な高齢重度被災労働者(傷病・障害の等級が第1級～第3級に該当する労災年金受給者で、原則60歳以上の者)に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供するとともに、当該施設を利用して短期滞在介護サービス等を提供する。</p> <p>本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。</p>	
(18)	休業補償特別援護経費 (昭和57年度)	2 百万円 (2百万円)	2百万円	2百万円	1	<p>休業(補償)給付は労働者が業務上の事由による負傷又は疾病による療養のため、労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給される。第3日目までの3日間については使用者は労働基準法第76条に定める休業補償を行わなければならないが、この休業待期3日間の休業補償をやむをえない事由で受けることができない運送性疾病に罹患した被災者に対し、休業補償3日分に相当する額を支給する。</p> <p>本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。</p>	
(19)	長期家族介護者に対する援護経費 (平成7年度)	29 百万円 (26百万 円)	31百万円	29百万円	1	<p>要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から生活転換援護金(一時金100万円)を支給する。</p> <p>本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。</p>	

(20)	労災援護金等経費 (平成16年度)	12 百万円 (11百万 円)	13百万円	12百万円	1	支給対象者に対し、療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用を支給する。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	
(21)	石綿関連疾患診断技術研修事業 (平成18年度)	22 百万円 (19百万 円)	21百万円	21百万円	1	石綿関連疾患の診断及び石綿ばく露に関する所見については、その判断が困難な場合が多く、これらの診断に当たっては、医学的な知識・経験に加え、石綿ばく露等についても知識が必要であることから、医療従事者に対し、石綿関連疾患に係る診断技術の向上及び労災補償制度の周知を図るため、以下の内容について研修プログラムを作成し、研修を実施する。 ・石綿に関する一般的知識、職域におけるばく露について ・石綿関連疾患の病態、診断及び臨床について ・石綿小体計測実習について ・労災補償制度について 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	
(22)	石綿確定診断等事業 (平成21年度)	16 百万円 (11百万 円)	16百万円	16百万円	1	受託者は、労働基準監督署からの依頼等に基づき、複数の医学専門家で構成される「石綿確定診断委員会」において以下の事項を実施する。 ・石綿関連疾患についての確定診断 ・石綿関連疾患の認定に必要な医学的所見の有無の確認等 ・石綿小体及び石綿繊維計測 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	
(23)	独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備に必要な経費 (平成16年度)	2,661 百万円 (2,653百 万円)	2,640百万 円	2,670百万 円	1	独立行政法人労働者健康福祉機構に対して、施設整備及び機器整備等の補助を行う。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であり、各事業に係る目標の達成状況をPDCAサイクルに基づき適切に検証するものであることから、測定指標1に寄与する。	

労災保険の社会復帰促進等事業の成果目標及び実績

※施策目標Ⅲ-3-2に該当する事業

事業名	目標の種類	24年度			25年度			26年度		
		成果目標	実績	達成	成果目標	実績	達成	成果目標	実績	達成
障害者職業能力開発校施設整備費	アウトカム指標	障害者職業能力開発校の修了者の就職率を60%以上とする。	68.70%	○	障害者職業能力開発校での就職率を61%以上とする。	67.7% (受講者数:1,245人、就職者数:843人)	○	障害者職業能力開発校での就職率を65%以上とする。		
	アウトプット指標	障害者職業能力開発校での充足率を80%以上とする	78.80%	×	障害者職業能力開発校での充足率を80%以上とする。	75.3% (当該年度定員:1,630人、入校者数:1,228人)	×	障害者職業能力開発校での充足率を80%以上とする。		
独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (労災病院の運営)	アウトカム指標	① 利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、利用者から診療や産業医活動をする上で有用であった(役に立った)旨の評価80%以上を得る。 ② 良質で安全な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で80%以上を得る。 ③ 地域医療連携室で労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、患者紹介率を60%以上、逆紹介率を40%以上確保する。 ④ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ、診療案内等により積極的に広報し、延べ3万件以上の受託検査を実施する。	①79.3%(前年度実績:79.2%) ②81.8%(前年度実績:81.4%) ③患者紹介率:63.0%(前年度実績:60.9%)、患者逆紹介率:52.7%(前年度実績:49.4%) ④32,693件(前年度実績:33,809件)	○	① 利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、利用者から診療や産業医活動をする上で有用であった(役に立った)旨の評価を80%以上を得る。 ② 良質で安全な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で80%以上を得る。 ③ 地域医療連携室で労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、患者紹介率を60%以上、逆紹介率を40%以上確保する。 ④ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ、診療案内等により積極的に広報し、延べ3万件以上の受託検査を実施する。	① 労災指定医療機関等からの評価:80.5%(前年度実績:79.3%) ※「満足」との評価(2,035件)/回答者(2,529件) ② 患者満足度82.5%(前年度実績81.8%)※満足である評価(22,392人)/アンケートを36,552人実施し、そのうちの回答者(27,154人) ③ 患者紹介率:65.3%(前年度実績:63.0%)、患者逆紹介率:53.9%(前年度実績:52.7%) ※「紹介率」275,730件/422,569件、「逆紹介率」227,783件/422,569件 ④ 高度医療機器を用いた受託検査:34,793件(前年度実績:32,693件)	○	① 利用者である地域の医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、連携医療機関からの有用度を80%以上得るとともに、地域支援業務の改善に反映させる。 ② 患者の意向を尊重し、良質で安全な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で入院90%以上、外来75%以上、入外平均80%以上を得る。 ③ 患者紹介に関する地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により、労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である「患者紹介率を60%以上、逆紹介率40%以上」を確保する。 ④ 地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を延べ34,800件以上実施する。		
	アウトプット指標	① 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページで、アクセス件数を32万件以上得る。 ② 労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関等の診療時間等に配慮して症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるようにし、2万人以上を対象にモデル医療の普及を行う。	① データベースアクセス件数:472,759件(前年度実績:420,631件) ② モデル医療の普及対象者数:29,849人(前年度実績:24,418人)	○	① 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページで、アクセス件数を42万件以上得る。 ② 労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関等の診療時間等に配慮して症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるようにし、2万人以上を対象にモデル医療の普及を行う。	① データベースアクセス件数:561,065件(前年度実績:472,759件) ② モデル医療の普及対象者数:41,507人(前年度実績:29,849人)	○	① 地域医療を支援するために、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮して症例検討会や講習会等を行うことにより、延べ24,800人以上に対し講習を実施する。 ② 労災疾病研究は、13分野から新たに3分野9テーマに再編したため、26年度はホームページ自体を再構築していく。(研究テーマ毎に順次構築し、平成27年3月に完成予定)		

独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (医療リハビリテーションセンターの運営)	アウトカム指標	① 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等の連携による高度専門的医療の提供に加え、職業リハビリテーションセンターをはじめ広域の関係機関との連携・紹介の推進により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 ② 患者の疾病や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、80%以上の満足度を得る。	①86.7(前年度実績:88.8%) ②88.8%(前年度実績:91.6%)	○	① 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等の連携による高度専門的医療の提供に加え、職業リハビリテーションセンターをはじめ広域の関係機関との連携・紹介の推進により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 ② 患者の疾病や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、80%以上の満足度を得る。	① 医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合:96.6%(前年度実績:86.7%) ※医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者86人/四肢脊椎の障害・中枢神経麻痺患者の退院患者数89人 ② 患者満足度:91.4%(前年度実績:88.8%) ※満足である評価(139人)/回答者(152人)	○	①四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等の連携による高度専門的医療の提供に加え、職業リハビリテーションセンターをはじめ広域の関係機関との連携・紹介の推進により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 ②患者の疾患や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、入外平均85%以上の満足度を確保する。		
	アウトプット指標	年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター(高齢・障害・求職者支援機構)との間で、職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良及び退院後のケア(OA講習等)を実施し、社会復帰の促進を図る。	職業リハビリテーションセンター(高障機構)との間で、職業評価会議を12回開催した(運営協議会、OA講習を含む)。	○	年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター(高齢・障害・求職者支援機構)との間で、職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良及び退院後のケア(OA講習等)を実施し、社会復帰の促進を図る。	職業リハビリテーションセンター(高障機構)との間で、職業評価会議を12回開催した(運営協議会、OA講習を含む)。	○	年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター(高齢・障害・求職者支援機構)との間で、職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良及び退院後のケア(OA講習等)を実施し、社会復帰の促進を図る。		
独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (治療就労両立支援センターの運営)	アウトカム指標				労働者の過労死予防対策の個別又は集団指導、メンタルヘルス不調予防対策の労働者心の電話相談及び講習会、勤労女性に対する保健師による生活指導の実施後、利用者の80%以上から有用であった旨の評価を得る。	有用であった旨の評価:91.7%(前年度実績:93.7%) ※「有用であった」旨の回答(4,832件)/回答者数(5,269件)	○	平成26年度は、治療と就労の両立支援を実施するための準備として、MSW(医療ソーシャルワーカー)、看護師、作業療法士、臨床心理士及び管理栄養士等に対して復職コーディネーター養成のための研修を実施し、当該研修受講者に対してアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得る。		
	アウトプット指標				労働者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ152,000人以上、メンタルヘルス不調予防対策の労働者心の電話相談を延べ22,000人以上、メンタルヘルス不調予防対策の講習会を延べ17,000人以上及び勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ4,000人以上に実施する。	・労働者の過労死予防対策の個別又は集団指導延べ人数:163,135人(前年度実績:153,088人) ・メンタルヘルス不調予防対策の労働者心の電話相談延べ人数:29,966人(前年度実績:27,904人) ・講習会延べ人数:21,405人(前年度実績:20,885人) ・勤労女性に対する保健師による生活指導延べ人数:9,056人(前年度実績:5,993人)	○	①予防法・指導法の開発テーマの研究実施計画を9件以上策定する。 ②4つの疾病分野について治療と就労の両立支援事例の収集方法についての手引きを作成する。		
独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (総合せき損センターの運営)	アウトカム指標	① 外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等による受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努め、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 ② 患者の疾病や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、80%以上の満足度を得る。	① 80.2%(前年度実績:80.5%) ② 87.0%(前年度実績:80.8%)	○	① 外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等による受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努め、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 ② 患者の疾病や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、80%以上の満足度を得る。	① 医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合:80.0%(前年度実績:80.2%) ※医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者64人/外傷性脊椎・せき髄損傷患者の退院患者数80人 ② 患者満足度:85.0%(前年度実績:87.0%) ※満足である評価(153人)/アンケートを237人実施し、そのうちの回答者(180人)	○	① 外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等による受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努め、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 ② 患者の疾患や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、入外平均85%以上の満足度を確保する。		
	アウトプット指標	多職種間でせき損検討会を開催し、年間60症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施し、社会復帰の促進を図る。	せき損検討会の開催実績:11回開催、検討症例実績:92症例	○	多職種間でせき損検討会を開催し、年間60症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施し、社会復帰の促進を図る。	せき損検討会の開催実績:11回開催、検討症例実績:95症例	○	多職種間でせき損検討会を開催し、年間60症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施し、社会復帰の促進を図る。		

独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (産業殉職者慰霊事業)	アウトカム指標	産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者に満足度調査を実施し、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得るとともに、その結果を業務内容の改善に反映する。	91.4%(前年度実績:92.8%)	○	慰霊式及び霊堂についての満足度調査を実施し、遺族等から霊堂の場にふさわしいとの評価を90%以上得るとともに、調査の結果を業務の改善に反映する。	慰霊の場にふさわしいとの評価:91.1%(前年度実績:91.4%) ※満足の評価(419人)ノ参列者(アンケート回答者)460人	○	慰霊式及び霊堂についての満足度調査を実施し、遺族等から霊堂の場にふさわしいとの評価を90%以上得るとともに、調査の結果を業務の改善に反映する。		
	アウトプット指標	満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催し、業務改善を図る。	満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、検討会を年4回実施した。	○	満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催し、業務改善を図る。	満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、検討会を年4回実施した。	○	満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催し、業務改善を図る。		
独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (労災リハビリテーション作業所の運営)	アウトカム指標	入所者の自立能力の早期確立を図るため、個々人の障害の特性に応じた社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施等を行い、30%以上の社会復帰率を確保する。	38.3%(前年度実績:36.5%)	○	入所者の自立能力の早期確立を図るため、個々人の障害の特性に応じた社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施等を行い、30%以上の社会復帰率を確保する。	社会復帰率:46.9%(前年度実績:38.3%) ※過去5年間の社会復帰者数(38人)ノ5年前の年度末在在所者数及び過去5年間の新規入所者数(81人)	○	入所者の自立能力の早期確立を図るため、個々人の障害の特性に応じた社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施等を行い、30%以上の社会復帰率を確保する。		
	アウトプット指標	全入所者について、社会復帰プログラムに基づくカウンセリングを年4回以上実施する。	全入所者に対して、社会復帰プログラムに基づくカウンセリングを年4回実施した。	○	全入所者について、社会復帰プログラムに基づくカウンセリングを年4回以上実施する。	全入所者(10名:年度当初者数)に対して、社会復帰プログラムに基づくカウンセリングを年4回実施した。	○	全入所者について、社会復帰プログラムに基づくカウンセリングを年4回以上実施する。		
独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (産業保健推進センターの利用促進事業)	アウトカム指標	産業保健関係者を対象とした①研修又は②相談の利用者について、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。 ※平成26年度から、従来の産業保健推進センター事業、メンタルヘルス対策支援事業及び地域産業保健事業の3事業を一元化した「産業保健活動総合支援事業」を新たに開始し、事業場における産業保健活動への総合的な支援を実施することとした。	①94.0 ②98.8 (前年度実績:①94.0 ②99.6)	○	研修、相談については、ホームページ、メールマガジン等により案内、申込み受付を行うとともに、引き続き質及び利便性の向上を図り、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。	・研修利用者の有益であった旨の評価94.5%(前年度実績:94.0%) ※「有益」との評価(8,586件)ノ回答者(9,090件) ・相談利用者の有益であった旨の評価97.6%(前年度実績:98.8%) ※「有益」との評価(613件)ノ回答者(628件)	○			
	アウトプット指標	①平成24年度の研修実施計画件数については、産業保健関係者に対する研修等の質の向上、内容の充実や、産業保健の専門的、実践的な研修の実施に努め3,300回以上とする。 ②平成24年度の相談対応計画件数については、待機方式の面談相談窓口は実施しないものの、電話、メール、予約面談方式等による産業保健関係者への専門的、実践的な相談対応を効率的に実施することにより19,000件以上とする。 ③平成24年度のホームページアクセス計画件数については、専門的な情報提供等の質的な向上を目指すことにより176万件以上とする。	①産業保健関係者に対する研修5,186回(前年度実績:4,935回) ②産業保健関係者からの相談46,703件(前年度実績:46,157件) ③ホームページアクセス件数1,776,771件(前年度実績:1,814,521件)	○	①平成25年度の研修実施計画件数については、産業保健関係者に対する研修等の質の向上、内容の充実や、産業保健の専門的、実践的な研修の実施に努め3,200回以上とする。 ②平成25年度の相談対応計画件数については、待機方式の面談相談窓口は実施しないものの、電話、メール、予約面談方式等による産業保健関係者への専門的、実践的な相談対応を効率的に実施することにより19,000件以上とする。 ③平成25年度のホームページアクセス計画件数については、専門的な情報提供等の質的な向上を目指すことにより185万件以上とする。	①産業保健関係者に対する研修4,648回(前年度実績:5,186回) ②産業保健関係者からの相談31,368件(前年度実績:46,703件) ③ホームページアクセス件数2,168,976件(前年度実績:1,776,771件)	○			

独立行政法人労働者健康福祉機構運営費(労働者予防医療センターの運営)	アウトカム指標	労働者の過労死予防対策の個別又は集団指導、メンタルヘルス不調予防対策の労働者心の電話相談及び講習会、勤労女性に対する保健師による生活指導の実施後、利用者の80%以上から有用であった旨の評価を得る。	93.7%(前年度実績:91.1%)	○																
	アウトプット指標	労働者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ152,000人以上、メンタルヘルス不調予防対策の労働者心の電話相談を延べ22,000人以上、メンタルヘルス不調予防対策の講習会を延べ17,000人以上及び勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ4,000人以上に実施する。	・労働者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ人数:153,088人(前年度実績:152,277人) ・メンタルヘルス不調予防対策の労働者心の電話相談を延べ人数:27,904人(前年度実績:29,209人) ・講習会を延べ人数:20,885人(前年度実績:25,250人) ・勤労女性に対する保健師による生活指導を延べ人数:5,993人(前年度実績:6,331人)	○																
特別支給金	アウトカム指標																			
	アウトプット指標																			
未払賃金立替払事務実施費	アウトカム指標	立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成24年度における目標は以下のとおり。 ①不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持する。 ②労債機構の第一次利用者として、裁判所、破産管財人、清算人、再生債務者等の未払賃金額等の証明者に対してアンケート調査を実施した結果ホームページ等について「分かりやすい」旨の回答を91.0%得たが、その際に寄せられた意見を参考に、パンフレットの改訂を行った。	①不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間については、「平均17.3日」となった。 ②労債機構の第一次利用者として、裁判所、破産管財人、清算人、再生債務者等の未払賃金額等の証明者に対してアンケート調査を実施した結果ホームページ等について「分かりやすい」旨の回答を91.0%得たが、その際に寄せられた意見を参考に、パンフレットの改訂を行った。	○	立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成24年度における目標は以下のとおり。 ・不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持する。						立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成26年4月～平成31年3月)。なお、平成26年度における目標は以下のとおり。 ・不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持する。									
	アウトプット指標	①立替払の迅速化を図るため、以下の措置を講じた。 ・原則週1回の立替払を堅持し、年間計50回の支払を実施した。 ・大型請求事案について、破産管財人等との打合せや事前調整を行うことにより、的確な証明書が作成され、手続きの迅速化と審査業務の効率化が図れた。 ・破産管財人等の証明が的確に行われるように、日本弁護士連合会に引き続き立替払制度の研修会の実施の働きかけを行った。この結果、広島県弁護士会他が主催する未払賃金立替払制度の研修会(10カ所、約750名参加)が実施され、機構から証明に当たっての留意事項の説明を行った。 ・未払賃金立替払制度の円滑な運営を図るため、日弁連倒産法制等検討委員会と引き続き定期協議を行った。 ・未払賃金立替払制度の現状及び最近の問題点について説明を行ったほか、引き続き各地方裁判所(7地裁)の破産再生部(係)に説明及び協力依頼を行った(現在までの参加者、15地裁、裁判官33名、書記官73名、計106名)。 ②賃金債権の回収を図るため、弁済履行状況等についての管理表を作成し、常に履行状況の把握・確認を行うことで、事業主等への確実な求償等周知、清算型における確実な債権保全、再建型における弁済の履行啓発等を行う。	①立替払の迅速化を図るため、以下の措置を講じた。 ・原則週1回の立替払を堅持し、年間計50回の支払を実施した。 ・大型請求事案について、破産管財人等との打合せや事前調整を行うことにより、的確な証明書が作成され、手続きの迅速化と審査業務の効率化が図れた。 ・破産管財人等の証明が的確に行われるように、日本弁護士連合会に引き続き立替払制度の研修会の実施の働きかけを行った。この結果、千葉県弁護士会他が主催する未払賃金立替払制度の研修会(26カ所、約1,770名参加)が実施され、機構から証明に当たっての留意事項の説明を行った。 ・未払賃金立替払制度の円滑な運営を図るため、日弁連倒産法制等検討委員会と引き続き定期協議を行った。 ・未払賃金立替払制度の現状及び最近の問題点について説明を行ったほか、引き続き各地方裁判所(26地裁)の破産再生部(係)に説明及び協力依頼を行った(現在までの参加者、41地裁、裁判官60名、書記官192名、計272名)。 ②賃金債権の回収を図るため、弁済履行状況等についての管理表を作成し、常に履行状況の把握・確認を行うことで、事業主等への確実な求償等周知、清算型における確実な債権保全、再建型における確実な弁済の履行啓発等を行う。	○	①立替払の迅速化を図るため、以下の措置を講じた。 ・原則週1回の立替払を堅持し、年間計50回の支払を実施した。 ・大型請求事案について、破産管財人等との打合せや事前調整を行うことにより、的確な証明書が作成され、手続きの迅速化と審査業務の効率化が図れた。 ・破産管財人等の証明が的確に行われるように、日本弁護士連合会に引き続き立替払制度の研修会の実施の働きかけを行った。この結果、千葉県弁護士会他が主催する未払賃金立替払制度の研修会(26カ所、約1,770名参加)が実施され、機構から証明に当たっての留意事項の説明を行った。 ・未払賃金立替払制度の円滑な運営を図るため、日弁連倒産法制等検討委員会と引き続き定期協議を行った。 ・未払賃金立替払制度の現状及び最近の問題点について説明を行ったほか、引き続き各地方裁判所(26地裁)の破産再生部(係)に説明及び協力依頼を行った(現在までの参加者、41地裁、裁判官60名、書記官192名、計272名)。 ②賃金債権の回収を図るため、弁済履行状況等についての管理表を作成し、常に履行状況の把握・確認を行うことで、事業主等への確実な求償等周知、清算型における確実な債権保全、再建型における確実な弁済の履行啓発等を行う。															

労災診療被災労働者援護事業補助事業費	アウトカム指標	労災指定医療機関数を前年度より増加させる。(平成23年9月末現在 39,412機関)	労災保険指定医療機関数、39,965機関(平成24年10月1日現在)	○	労災保険指定医療機関数を前年より増加させる。(平成24年9月30日現在 39,965機関)	40,542機関(平成25年9月30日現在)(+577)	○	労災保険指定医療機関数を前年より増加させる。(平成25年9月30日現在 40,542機関)		
	アプトット指標	毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行う。	受け付けた貸付請求で当月末までに支払われた件数、100%	○	毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行う。	100.00%	○	毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行う。		
外科後処置費	アウトカム指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。	申請から1か月以内に決定した割合は、90.8%であった。(申請件数:76件、1か月以内に決定した件数:69件)	○	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。	82.5%(申請件数:63件、1か月以内に決定した件数:52件)	○	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。		
	アプトット指標	申請について迅速・適正に処理する。	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。	○	申請について迅速・適正に処理する。	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。	○	申請について迅速・適正に処理する。		
義肢等補装具支給経費	アウトカム指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。	申請から1か月以内に決定した割合は、89.8%であった。(申請件数:11,182件、1か月以内に決定した件数:10,040件)	○	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。	89.8%(申請件数:1,0492件、1か月以内に決定した件数:9,422件)	○	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。		
	アプトット指標	申請について迅速・適正に処理する。	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。	○	申請について迅速・適正に処理する。	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。	○	申請について迅速・適正に処理する。		
特殊疾病アフターケア実施費	アウトカム指標	健康管理手帳の交付申請及び通院費の請求から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。	申請から1か月以内に決定した割合は、92.4%であった。(申請件数:14,419件、1か月以内に決定した件数:13,327件)	○	健康管理手帳の交付申請及び通院費の支給申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。	91.4%(申請件数:14,327件、1か月以内に決定した件数:13,089件)	○	健康管理手帳の交付申請及び通院費の支給申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。		
	アプトット指標	申請について迅速・適正に処理する	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。	○	申請について迅速・適正に処理する。	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。	○	申請について迅速・適正に処理する。		
社会復帰特別対策援護経費	アウトカム指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。	申請から1か月以内に決定した割合は、84.8%であった。(申請件数:310件、1か月以内に決定した件数:263件)	○	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。	87.1%(申請件数:309件、1か月以内に決定した件数:269件)	○	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。		
	アプトット指標	申請について迅速・適正に処理する	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。	○	申請について迅速・適正に処理する。	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。	○	申請について迅速・適正に処理する。		

CO中毒患者に係る特別対策事業経費	アウトカム指標	CO中毒患者の特殊な障害の状態に応じた適切な医療等を提供することを目的として、当該患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。	CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制等の整備に努めた。	○	CO中毒患者の特殊な障害の状態に応じた適切な医療等を提供することを目的として、当該患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。	当該年度中に常勤医師を新たに1名確保したこと等により、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制等の整備に努めた。	○	CO中毒患者の特有の症状に応じた適切な医療等を提供することを目的として、当該患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。その一環として実施するグループワークの年間実施日数をアウトカム指標とし、平成26年度においては年間141日以上とする。		
	アウトプット指標	CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。	CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制等の整備に努めた。	○	CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。	当該年度中に常勤医師を新たに1名確保したこと等により、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制等の整備に努めた。	○	・患者に必要なリハビリテーションを適切に実施するための人員(10名を基本とする)を確保する。 ・高齢化した患者の看護負担の軽減等を図るため、療養生活を支援するための人員(患者2名につき1名を基本とする)を配置する。		
炭鉱災害による一酸化炭素中毒者に関する特別措置法に基づく介護料支給費	アウトカム指標	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%とする。	申請から1か月以内に決定した割合は100%であった。(申請件数:16件、1か月以内に決定した件数:16件)	○	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。	100% (申請件数:22件、1か月以内に決定した件数:22件)	○	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%とする。		
	アウトプット指標	申請について迅速・適正に処理する。	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。	○	申請について迅速・適正に処理する。	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。	○	申請について適正に処理する。		
労災就労保育支援経費	アウトカム指標	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%とする。	申請から1か月以内に決定した割合は80%であった。(申請件数:107件、1か月以内に決定した件数:86件)	○	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。	83% (申請件数:127件、1か月以内に決定した件数:105件)	○	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%とする。		
	アウトプット指標	申請について迅速・適正に処理する。	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。	○	申請について迅速・適正に処理する。	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。	○	申請について適正に処理する。		

労災就学支援経費	アウトカム指標	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%とする。	申請から1か月以内に決定した割合は84%であった。 (申請件数: 899件、1か月以内に決定した件数: 753件)	○	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。	85% (申請件数: 949件、1か月以内に決定した件数: 804件)	○	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%とする。		
	アウトプット指標	申請について迅速・適正に処理する。	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。	○	申請について迅速・適正に処理する。	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。	○	申請について適正に処理する。		
労災保険相談員等設置費	アウトカム指標	「国民の皆様の声」に寄せられる、労災担当者に対する苦情の割合を、労災保険に係る国民の皆様の声のうち5%以内とする。	「国民の皆様の声」に寄せられる労災担当者に対する苦情の割合は、労災保険に係る国民の皆様の声のうち2.6%であった。	○	「国民の皆様の声」に寄せられる、労災担当者に対する苦情の割合を、労災保険に係る国民の皆様の声のうち5%以内とする。	「国民の皆様の声」に寄せられる労災担当者に対する苦情の割合は、労災保険に係る国民の皆様の声のうち3.6%であった。	○	「国民の皆様の声」に寄せられる、労災担当者に対する苦情の割合を、労災保険に係る国民の皆様の声のうち5%以内とする。		
	アウトプット指標	相談例を集めたFAQを配付し、相談業務のより一層の充実を図る。	200件を超える相談例を記載したFAQを配布し、相談業務の充実を図った。	○	実際の相談事例を収集分析し、FAQを更新する。	平成25年度に寄せられた相談事例より、特に問合せの多い6・10月における照会内容を分析したところ、労災年金の定期報告に係る照会が多かったことから、これらについてのFAQを追加・更新するとともに、HPIに掲載した。	○	実際の相談事例を収集分析し、FAQを更新する。		
労災ケアサポート事業経費	アウトカム指標	この事業に対する利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等が有用であった旨の評価を90%以上得る。	有用であった旨の評価: 96.4% ※23,425(有用の評価) / 24,285(総回答数) ※利用者数 13,382人 うちアンケート実施者 10,811人 うちアンケート回答者 8,133人 総回答数: 24,285件 うち有用であった旨の評価 23,425件	○	事業の利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等が有用であった旨の評価を90%以上得る。	有用であった旨の評価: 96.3% ※15,161(有用の評価) / 15,745(総回答数)	○	事業の利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等が有用であった旨の評価を90%以上得る。		
	アウトプット指標	労災重度被災労働者等に対して、訪問支援を年間1万1千1百件以上実施する。	訪問支援の件数: 13,331件	○	労災重度被災労働者等に対して、訪問支援を年間11,100件以上実施する。	訪問支援の件数: 13,276件	○	労災重度被災労働者等に対して、訪問支援を年間11,100件以上実施する。		
労災特別介護施設設置費	アウトカム指標	特に緊急性の高い労災特別介護施設の修繕を実施し、入居者の安全な生活環境の整備及び労災特別介護施設(ケアプラザ)の円滑な運営を図る。	特に緊急性の高い労災特別介護施設の修繕を実施し、入居者の安全な生活環境の整備を行った。	○	特に緊急性の高い労災特別介護施設の修繕を実施し、入居者の安全な生活環境の整備及び労災特別介護施設(ケアプラザ)の円滑な運営を図る。	入札不調により予定していた修繕が実施できなかった。	×	十分な工期の確保等、入札方法の工夫などを行った上で、特に緊急性の高い労災特別介護施設の修繕を実施し、入居者の安全な生活環境の整備を図る。		
	アウトプット指標	労災特別介護施設のナースクール更新工事(北海道施設、広島施設)及び昇降浴槽更新工事(広島施設)に関し、予算の範囲内で適切に業者を選定し、工事を実施する。	予算の範囲内で一般競争入札により適切に業者を選定し、工事を実施した。	○	労災特別介護施設の中央監視装置及び自動制御設備改修工事(熊本施設)並びに外壁改修工事(愛知施設)に関し、予算の範囲内で適切に業者を選定し、工事を実施する。	一般競争入札を実施したが、技能労働者の不足等の理由から入札不調となり、予定していた工事が実施できなかった。	×	冷温水発生機更新工事及び自動火災報知設備更新工事(千葉施設)、中央監視装置及びリモートユニット更新工事(北海道施設)を年度内に完了する。		

労災特別介護支援経費	アウトカム指標	この事業に対する入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を90%以上得る。	有用であった旨の評価 95.0% ※ 13,931(有用の評価) / 14,658(総回答数) アンケート回答者 535人 総回答数 14,658件 うち有用であった旨の評価 13,931件	○	入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を90%以上得る。	有用であった旨の評価:91.8% ※13,417(有用の評価) / 14,612(総回答数)	○	入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を90%以上得る。		
	アウトプット指標	全国8施設の入居者定員800名に対し、年平均で入居者数720名以上、入居率90%以上を維持する。	入居者数(年平均)720名 入居率 90%	○	全国8施設の年平均での入居率を90%以上とする。	年平均入居率:90.2% ※707名(年平均入居者数) / 784名(入居定員数)	○	全国8施設の年平均での入居率を90%以上とする。		
休業補償特別支援経費	アウトカム指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。	申請から1か月以内に決定した割合は、98.4%であった。 (申請件数:64件、1か月以内に決定した件数:63件)	○	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。	93.9% (申請件数:82件、1か月以内に決定した件数:77件)	○	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。		
	アウトプット指標	申請について迅速・適正に処理する。	申請のあったものについては、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。	○	申請について迅速・適正に処理する。	申請のあったものについては、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。	○	申請について迅速・適正に処理する。		
長期家族介護者に対する支援経費	アウトカム指標	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%とする。	申請から1か月以内に決定した割合は83%であった。 (申請件数:30件、1か月以内に決定した件数:25件)	○	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%とする。	65% (申請件数:26件、1か月以内に決定した件数:17件)	×	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。		
	アウトプット指標	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。	○	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、概ね迅速・適正に処理したが、一部できなかった。	×	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。		
労災支援金等経費	アウトカム指標	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。	申請から1か月以内に決定した割合は83%であった。 (申請件数:30件、1か月以内に決定した件数:25件)	○	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。	97.4% (申請件数:38件、1か月以内に決定した件数:37件)	○	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。		
	アウトプット指標	申請について迅速・適正に処理する。	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。	○	申請について迅速・適正に処理する。	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。	○	申請について迅速・適正に処理する。		

石綿関連疾患診断技術研修事業	アウトカム指標	研修を実施した際のアンケートにおいて、受講者からの「有意義であった」旨の回答を80%以上とする。(受講予定者700人、有意義であった旨の回答560人)	受講者からの「有意義であった」旨の回答率83.4%(受講者718人、アンケート実施441人、有意義であった旨の回答368人)	○	研修を実施した際のアンケートにおいて、受講者からの「有意義であった」旨の回答を80%以上とする(受講予定者700人、有意義であった旨の回答560人)。	85.3%(受講者数770人、アンケート有効回答457人、有意義であった旨の回答390人)	○	研修を実施した際のアンケートにおいて、受講者からの「有意義であった」旨の回答を80%以上とする。		
	アウトプット指標	全国各地域において、計20回の研修を実施し、延べ700人が受講すること。	計27回、延べ718人を対象に研修を実施	○	全国各地域において、計20回の研修を実施し、延べ700人が受講すること。	計28回、延べ770人を対象に研修を実施	○	全国各地域において、計20回の研修を実施し、延べ700人が受講すること。		
石綿確定診断等事業	アウトカム指標	労働基準監督署から石綿関連疾患の確定診断等の依頼を受けたもの全てについて確定診断等を実施する。	労働基準監督署から依頼があった事案については全て、確定診断委員会にて疾患を確定した。	○	労働基準監督署等から石綿関連疾患の確定診断等の依頼を受けたもの全てについて確定診断等を実施する。	労働基準監督署から依頼があった全ての事案について、確定診断等を実施した。	○	労働基準監督署等から石綿関連疾患の確定診断等の依頼を受けたもの全てについて、確定診断等を実施する。		
	アウトプット指標	10回以上確定診断委員会を開催し、依頼を受けた事案全てについて確定診断等を行い、労働基準監督署へ回答する。	確定診断委員会を11回開催し、労働基準監督署から依頼があった事案については全て、確定診断を実施した。	○	10回以上確定診断委員会を開催し、依頼を受けた事案全てについて確定診断等を行い、労働基準監督署へ回答する。	確定診断委員会を12回開催し、依頼を受けた事案全てについて、確定診断等を実施し労働基準監督署へ回答した。	○	10回以上確定診断委員会を開催し、依頼を受けた事案全てについて確定診断等を行い、労働基準監督署へ回答する。		
独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費	アウトカム指標	①「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日開議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を定期的(年間4回)に開催し、適正な競争参加資格の設定や公告期間の十分な確保など契約の点検を実施することにより更なる適正化を図る。 ②契約締結状況については、独立行政法人労働者健康福祉機構のホームページで公表し、引き続き透明性を確保する。	①「契約監視委員会」を計4回(6月、9月、12月、3月)開催、契約の点検を実施し適正化を図った。 ②契約締結状況をホームページで随時公表した。	○	①「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日開議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を定期的(年間4回)に開催し、適正な競争参加資格の設定や公告期間の十分な確保など契約の点検を実施することにより更なる適正化を図る。 ②契約締結状況については、独立行政法人労働者健康福祉機構のホームページで公表し、引き続き透明性を確保する。	①「契約監視委員会」を計4回(6月、9月、12月、3月)開催、契約の点検を実施し適正化を図った。 ②契約締結状況をホームページで随時公表した。	○	①「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日開議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を年間4回以上開催し、適正な競争参加資格の設定や公告期間の十分な確保など契約の点検を実施することにより更なる適正化を図る。 ②契約締結状況については、独立行政法人労働者健康福祉機構のホームページで公表し、引き続き透明性を確保する。		
	アウトプット指標	平成24年度施設整備計画に基づき適正に施設整備を実施する。	計画に基づき適切な施設整備を実施した。	○	平成25年度施設整備計画に基づき適正に施設整備を実施する。	計画に基づき適切な施設整備を実施した。	○	平成26年度施設整備計画に基づき、十分な公告期間の確保や資格要件等の緩和などにより一層の競争性を確保し、適正に施設整備を実施する。		
労災疾病臨床研究補助金事業 【重点的目標管理事業】	アウトカム指標							労災疾病臨床研究中間・事後評価委員会において、研究課題の80%以上について7.0点以上(10点中)の評価を得る。		
	アウトプット指標							公募課題1件当たりの平均公募数1.5件以上		

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(Ⅲ-7-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	個別労働紛争の解決の促進を図ること(施策目標Ⅲ-7-1)							担当 部局名	大臣官房地方課労働紛争処理業務 室	作成責任者名	労働紛争処理業務室長 大塚 弘満												
施策の概要	労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間の紛争(以下「個別労働紛争」という。)を実情に即して迅速かつ適正に解決するため、総合的な個別労働紛争解決システムの整備を図る。							政策体系上の 位置づけ	基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標7 個別労働紛争の解決の促進を図ること														
施策の予算額・執行額	区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等の中 の主要なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)											
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	1,620,352	1,515,310	1,586,088	1,564,113	1,556,220	-		-	-	-											
		補正予算(b)	21,756	-7,700	0	-3,602																	
		繰越し等(c)	0	0	0	0																	
	合計(d=a+b+c)	1,642,108	1,507,610	1,586,088	1,560,511	1,556,220																	
執行額(千円、e)	1,561,905	1,457,079	1,520,037	-																			
執行率(%, e/d)	95.1%	96.6%	95.8%	-																			
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	近年、労働組合組織率の低下、企業の人事管理の個別化、長期安定雇用の縮小などに伴い、解雇や労働条件の引下げ、いじめ・嫌がらせなどをめぐる個別労働紛争が増加しています。民事紛争の解決は最終的には司法の役割ですが、金銭的・時間的にゆとりの乏しい労働者にとっては依然高いハードルであることは否めないため、司法との役割分担の下で、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき、「行政として可能な範囲で、信頼できる、簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供すること」を目的として事業を行っています。 都道府県においては、自治事務として、労働相談及び個別労働紛争のあっせん(あっせんは三者構成の都道府県労働委員会を活用)を行っており、国と都道府県のそれぞれに特徴がある複線型の仕組みとなっています。							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28					○
24	25	26	27	28																			
				○																			
測定指標 (定量的)	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠													
	基準年度	24年度			25年度	26年度	27年度	28年度															
1 助言・指導手続終了件数に占める 処理期間1ヶ月以内のもの割合	集計中	平成26年 度	90%以上	平成27年度	90%	90%	90%	90%	-	平成13年10月の制度施行以来、景気回復期、悪化期を問わず、年度により多少の増減はあるものの、施行状況は増加傾向を示しているところである。(平成26年度実績＝総合労働相談件数約(P)万件(前年比(P)%減)、民事上の個別労働紛争相談件数約(P)万件(前年比(P)%減)、助言・指導申出受付件数約(P)万件(同(P)%減))。このような実績の中、個別労働紛争の解決の促進に当たって、都道府県労働局長による助言・指導の特徴である簡易、迅速かつ無料で利用できる紛争解決手段として有効に機能しているかを評価するため、特に迅速性の観点から助言・指導の処理期間を測定指標として定めているものである。 なお、助言・指導とは迅速を特徴とした制度であること及び過去の処理状況に鑑み、目標値を90%以上と設定した。 また、単年度で助言・指導の処理件数や処理期間について統計を取っていることから、目標年度は単年度としている。 (P)平成26年度個別労働紛争解決制度施行状況: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000339uj.html													
2 あっせん手続終了件数に占める 処理期間2ヶ月以内のもの割合	集計中	平成26年 度	90%以上	平成27年度	90%	90%	90%	90%	-	平成13年10月の制度施行以来、景気回復期、悪化期を問わず、年度により多少の増減はあるものの、施行状況は増加傾向を示しているところである。(平成26年度実績＝総合労働相談件数約(P)万件(前年比(P)%減)、民事上の個別労働紛争相談件数約(P)万件(前年比(P)%減)、あっせん申請受理件数約(P)件(同(P)%減))。このような実績の中、個別労働紛争の解決の促進に当たって、紛争調整委員会によるあっせんの特徴である簡易、迅速かつ無料で利用できる紛争解決手段として有効に機能しているかを評価するため、特に迅速性の観点からあっせんの処理期間を測定指標として定めているものである。 なお、あっせんは迅速を特徴とした制度であること及び過去の処理状況に鑑み、目標値を90%以上と設定した。 また、単年度であっせんの処理件数や処理期間について統計を取っていることから、目標年度は単年度としている。 (P)平成26年度個別労働紛争解決制度施行状況: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000339uj.html													
3 あっせん手続終了件数に占める紛 争当事者の一方が不参加であった ものの割合	-	-	40%以下	平成27年度	-	-	-	40%	-	平成13年10月の制度施行以来、景気回復期、悪化期を問わず、年度により多少の増減はあるものの、施行状況は増加傾向を示しているところである。(平成26年度実績＝総合労働相談件数約(P)万件(前年比(P)%減)、民事上の個別労働紛争相談件数約(P)万件(前年比(P)%減)、あっせん申請受理件数約(P)件(同(P)%減))。このような実績の中、個別労働紛争の解決の促進に当たって、紛争調整委員会によるあっせんが個別労働紛争の解決手段として有効に機能しているかを評価するため、あっせんにおける紛争当事者の一方の不参加率を測定指標として定めているものである。 なお、過去3カ年(平成23～25年度)のあっせん手続終了件数に占める紛争当事者の一方が不参加であったものの割合(平均38.1%)を踏まえつつ、あっせん手続終了件数に占める紛争当事者の一方が不参加であったものの割合をこれ以上上昇させないための目標値として、「40%以下」と設定した。 また、単年度であっせんの処理件数や処理期間について統計を取っていることから、目標年度は単年度としている。 (P)平成26年度個別労働紛争解決制度施行状況: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000339uj.html													

測定指標 (定性的)	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			施策の進捗状況(実績)					
(参考)測定指標			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	指標4～7は指標1～3の根拠となる数字であるため、参考指標としている。
総合労働相談件数 4 (P)平成26年度個別労働紛争解決制度施行状況: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000339uj.html			1,067,210	1,050,042	集計中	—	—	
民事上の個別労働紛争相談件数 5 (P)平成26年度個別労働紛争解決制度施行状況: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000339uj.html			254,719	245,783	集計中	—	—	
助言・指導申出受付件数 6 (P)平成26年度個別労働紛争解決制度施行状況: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000339uj.html			10,363	10,024	集計中	—	—	
あっせん申請受理件数 7 (P)平成26年度個別労働紛争解決制度施行状況: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000339uj.html			6,047	5,712	集計中	—	—	
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	平成27年行政事業レビュー事業番号		
	25年度	26年度						
(1) 個別労働紛争対策の推進 (平成13年度)	1,583百万 円	1,561百万 円	1,556百万 円	1,2,3	全国の労働局及び労働基準監督署等に「総合労働相談コーナー」を設置し、民事問題、労働基準法、労働者派遣法、雇用機会均等法など内容を問わずあらゆる案件をワンストップ的に受け付け、労働相談を行っている。また、民事問題については、事案に応じ都道府県労働局長による助言・指導やあっせんを行っている。 総合労働相談コーナーを設置して労働問題に関する相談、関係法令の情報提供を行うことにより、当事者間で個別労働紛争を未然に防止し、自主的な解決の促進を図ることが見込まれ、また、事案によっては助言・指導、あっせんを行うことで、迅速に個別労働紛争の解決の促進を図ることが見込まれる。これらにより、労働者が安心して快適に働くことができる環境整備の確立への効果が期待できる。			

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(Ⅳ-5-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名</p>	<p>求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること(施策目標Ⅳ-5-1)</p>							<p>担当 部局名</p>	<p>職業安定局訓練受講者支援室 職業能力開発局能力開発課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>訓練受講者支援室長 浅野 浩美 能力開発課長 藤枝 茂</p>												
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次の目標を柱に実施している。 (目標1)雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保すること。 (目標2)職業訓練受講期間中、給付金を支給することにより、求職者の生活を支援し、職業訓練の受講を容易にすること。 (目標3)施策目標1・2とともに、公共職業安定所におけるきめ細やかな就職支援により、求職者の早期の就職を支援すること。</p>							<p>政策体系上の 位置づけ</p>	<p>基本目標Ⅳ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標5 求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること</p>														
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>区分 予算の状況 (千円) 繰越し等 合計(d=a+b+c) 執行額(千円、e) 執行率(%、e/d)</p>	<p>23年度 81,022,385 15,274,144 — 96,296,529 24,962,766 25.9%</p>	<p>24年度 142,753,294 0 0 142,753,294 50,214,644 35.2%</p>	<p>25年度 62,921,353 △4,341,284 0 58,580,069 41,383,740 70.6%</p>	<p>26年度 48,363,135 0 0 48,363,135 — —</p>	<p>27年度 26,351,047 — — 26,351,047 — —</p>	<p>28年度要求額 —</p>	<p>施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称 第177回国会における管内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>年月日 平成23年1月24日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所) 雇用保険を受給できない方への第二のセーフティネットとして、職業訓練中に生活支援のための給付を行う求職者支援制度を創設します。</p>												
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>雇用保険を受給できない求職者を対象に、民間教育訓練機関等を活用して、知識・技能を身につけるための職業訓練を実施するとともに、訓練期間中の生活を支援し、訓練の受講を容易にするための給付金の支給を行うこと等により求職者の早期の就職を支援する。 根拠法令：職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律、雇用保険法第64条等</p>							<p>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</p>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>					24	25	26	27	28					○
24	25	26	27	28																			
				○																			
<p>測定指標 (定量的)</p>	<p>基準値 基準年度</p>	<p>目標値 目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>															
<p>1 求職者支援訓練における、訓練終了3か月後の就職率</p>	<p>—</p>	<p>・55%(基礎コース)以上 ・60%(実践コース)以上 平成27年度</p>	<p>・60%(基礎コース)以上 ・70%(実践コース)以上 80.6%(基礎コース) 79.5%(実践コース) 平成27年度</p>	<p>・60%(基礎コース)以上 ・70%(実践コース)以上 83.5%(基礎コース) 84.5%(実践コース) ※2</p>	<p>・55%(基礎コース)以上 ・60%(実践コース)以上 ※1</p>	<p>・55%(基礎コース)以上 ・60%(実践コース)以上 ※1</p>	<p>—</p>	<p>求職者支援制度は、雇用保険を受給できない求職者の「早期の就職を支援」する制度であるため就職率を測定指標に設定。26年度以降は雇用保険が適用される就職を対象とした就職率に把握方法を変更したことを考慮して、基礎コース55%以上、実践コース60%以上を目標値として設定した。 ※1 平成26年度以降は、雇用保険が適用される就職率を測定指標としている。(平成25年度までの測定指標は、短期間の就職を含めた就職率である。) ※2 平成25年度実績は、平成25年度中に開講し、平成26年9月末までに修了したコースの訓練終了3月後の実績。 ※3 平成26年度実績は、平成26年度中に開講し、平成26年7月末までに修了したコースの訓練終了3月後の実績。</p>															
<p>2 求職者支援訓練修了者における満足度</p>	<p>—</p>	<p>80%以上 平成27年度</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>80%以上</p>	<p>—</p>	<p>求職者支援訓練について、受講者の満足度を把握することで、求職者支援制度が求職者の支援に役立っているか把握するため測定指標に設定した。 求職者支援制度がより多くの求職者が満足できる制度となるよう、就職率を補完する指標として、就職していない者も含めて、80%以上の満足度(修了者に対するアンケート調査で「役に立った」、「まあまあ役に立った」と回答した修了者の割合)を得ることを目標値として設定した。</p>															
<p>測定指標 (定性的)</p>	<p>目標 目標年度</p>		<p>施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>															
<p>(参考)測定指標</p>			<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度</p>																

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 求職者支援制度に必要な経費 (平成23年度)	581.8億円 (442.4億 円)	537.2億円	315.4億円	1.2	<p>・雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、必要な職業能力を高めるための認定職業訓練等を受講する場合に一定の要件を満たせば、訓練受講を容易にするための給付として月額10万円を支給する。また、世帯の状況、生計費の地域格差等により不足する場合があることから、円滑な訓練受講に資するために、単身者については、月額5万円、同居の配偶者又は父母等を有する場合については、月額10万円の融資も行う。</p> <p>・認定職業訓練を行う実施機関に対し、訓練コースに応じ訓練奨励金の支給を行う(基礎コース月額6万円/人、実践コース月額5万円/人)。また、実践コースについては、訓練実績に応じ、1人当たり月額1～2万円を付加して支給を行う。</p> <p>【施策目標達成への寄与の内容】</p> <p>①雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保すること。</p> <p>②職業訓練受講期間中、給付金を支給することにより、求職者の生活を支援し、職業訓練の受講を容易にすること。</p> <p>③上記①、②とともに、公共職業安定所におけるきめ細やかな就職支援により、求職者の早期の就職を支援すること。</p> <p>により、求職者支援訓練における、訓練修了3か月後の就職率について、基礎コースで55%、実践コースで60%という目標の達成に寄与する。</p>	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省27(VI-5-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること(施策目標VI-5-1)							担当 部局名	雇用均等・児童家庭局家庭福祉課	作成責任者名	家庭福祉課長 大隈俊弥		
施策の概要	本施策は、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策といった総合的な施策を実施して、ひとり親家庭の自立支援の推進を図っている。							政策体系上の 位置づけ	基本目標VI 男女がともに能力を發揮し、安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標5 ひとり親家庭の自立を図ること				
施策の予算額・執行額	区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)	
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	185,504,833	185,638,346	192,079,330	187,831,273	183,701,757			少子化社会対策大綱(閣議決定予 定)	平成27年3月中予定	平成27年3月中の閣議決定を踏まえ記載予定	
		補正予算(b)	0	0	0	0	0						
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0						
		合計(d=a+b+c)	185,504,833	185,638,346	192,079,330	187,831,273	183,701,757						
執行額(千円、e)	177,423,242	178,045,288	181,471,119										
執行率(%, e/d)	95.6%	95.9%	94.5%										
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	平成14年に母子及び寡婦福祉法を改正し、国が策定した「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に基づき、①「子育て・生活支援策」、②「就業支援策」、③「養育費確保策」、④「経済的支援策」の4本柱により、総合的な自立支援を行っている。 さらに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年法律第64号)において、ひとり親家庭の貧困に対応する支援策の強化が求められており、同法に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子供の貧困対策に関する大綱(平成26年8月29日閣議決定)」を策定した。 ※少子化社会対策大綱(平成27年3月中閣議決定予定)を踏まえ追記予定。							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	24	25	26	27	28
				○									
測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
					年度ごとの実績値								
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度				
1 自立支援教育訓練給付金事業の実施自治体の割合	88.7%	平成20年度	100% (検討中)	平成31年度 (検討中)	-	-	100%	100% (検討中)	100% (検討中)	母子家庭の母または父子家庭の父が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図るため、当該測定指標とその目標値を設定した。 >少子化社会対策大綱の閣議決定が間に合えば記載ぶりを修正予定。			
2 高等職業訓練促進給付金等事業の実施自治体数の割合	74.3%	平成20年度	100% (検討中)	平成31年度 (検討中)	-	-	100%	100% (検討中)	100% (検討中)	母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするため資格取得に係る養成訓練の受講期間中に給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図るため、当該測定指標とその目標値を設定した。 >少子化社会対策大綱の閣議決定が間に合えば記載ぶりを修正予定。			
3 母子・父子自立支援員の配置数	1,644人	平成25年度	前年度以上	毎年度	1,601人以上	1,622人以上	1,644人以上	前年度以上	前年度以上	母子家庭及び父子家庭の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導や、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う母子・父子自立支援員の配置を進めることにより、母子家庭及び父子家庭の自立のための総合的な支援の充実が図られるため、当該測定指標とその目標値を設定した。			
4 養育費相談支援センターへの相談件数	7,973件	平成25年度	前年度以上	毎年度	6,729件以上	8,199件以上	7,973件以上	前年度以上	前年度以上	本事業の相談件数を増やすことにより、相談による支援が推進され、養育費確保の促進につながることを、また、平成24年4月より施行されている民法一部改正法において、協議離婚で定めるべき「子の監護」について必要な事項」として、子の監護費用や面会交流が明示されたことから、当該測定指標とその目標値を設定した。			
測定指標 (定性的)	目標	施策の進捗状況(目標)			測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		施策の進捗状況(実績)											
(参考)測定指標					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		27年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	平成27年行政事業レビュー事業番号
	25年度	26年度				
(1) 児童扶養手当 (昭和36年度)	1772.5億 円 (1692億円)	1736.1億 円 (- 億円)	1717.9億 円	-	離婚によるひとり親世帯等、児童(障害児の場合は20歳未満)を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者に対して児童扶養手当を支給することにより、ひとり親世帯の生活の安定と自立の促進を図る。	
(2) 母子家庭等対策総合支援事業 (平成15年度)	97億円 (94億円)	91億円 (- 億円)	74億円	1. 2	・雇用保険の受給資格のない母子家庭の母又は父子家庭の父が、教育訓練講座を受講し、修了した場合に、その経費の一部(受講料の2割相当額(上限10万円))を支給する「自立支援教育訓練給付金事業」を実施。 ・看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するため、養成機関に通う際の生活費の負担軽減を図る「高等職業訓練促進給付金事業」を実施。 これらの事業を実施することにより、母子家庭の母及び父子家庭の父の自立の促進を図る。	
(3) 養育費確保支援事業委託費 (平成19年度)	0.6億円 (0.5億円)	0.6億円 (- 億円)	0.6億円	4	母子家庭等に対する養育費相談を実施するとともに、養育費専門相談員等を対象とした養育費に関する研修の実施、養育費に関する情報提供等を実施することにより、母子家庭等の養育費の確保を促進する。	
(4) 母子父子寡婦福祉貸付金 (昭和28年度)	50億円 (27億円)	50億円 (- 億円)	44億円	-	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、生活に必要な資金やその扶養している児童の修学に必要な資金等について貸付を実施することにより、母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてこれらの児童等の福祉を増進する。	
(5) 母子家庭等自立支援対策費 (-)	0.03億円 (0.01億円)	0.2億円 (- 億円)	0.8億円	3	母子家庭等の自立支援の推進に必要な会議、検討会、研修会等の開催や調査研究を行うことにより、母子家庭等対策の推進を図る。	
(6) 母子家庭等自立促進基盤事業 (平成27年度)			0.09億円	-	母子・父子福祉団体等の民間団体が行うひとり親家庭への支援活動を支援することにより、ひとり親家庭の自立支援を推進する。	